

平成 13年 3月
東長崎土地区画整理事務所

まちづくり・かわら版

平間・東地区のまちづくり情報誌 (NO. 12)

〔事業計画の概要〕



早春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年の夏より平間・東地区で実施してきました地区界測量もようやく終了いたします。今後は事業計画の決定、実施計画の承認に向け努力してまいります。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

『まちづくり・かわら版の内容』

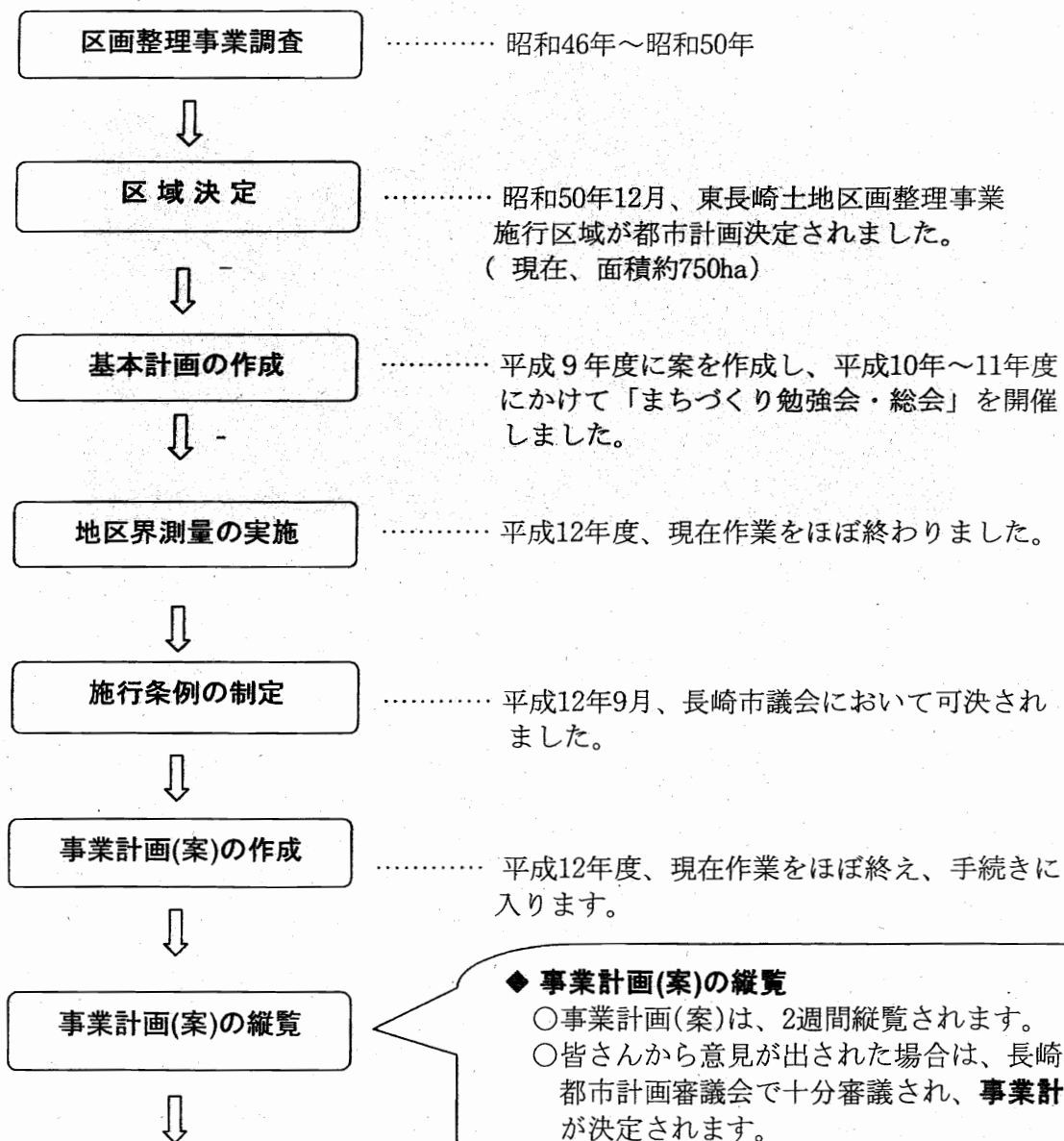
1. 地区界測量終了のご報告 . . . 2 P
2. 区画整理事業の流れ . . . 2 P
3. 平間・東地区土地区画整理事業の概要 . . . 4 P
4. 減歩率等について . . . 5 P

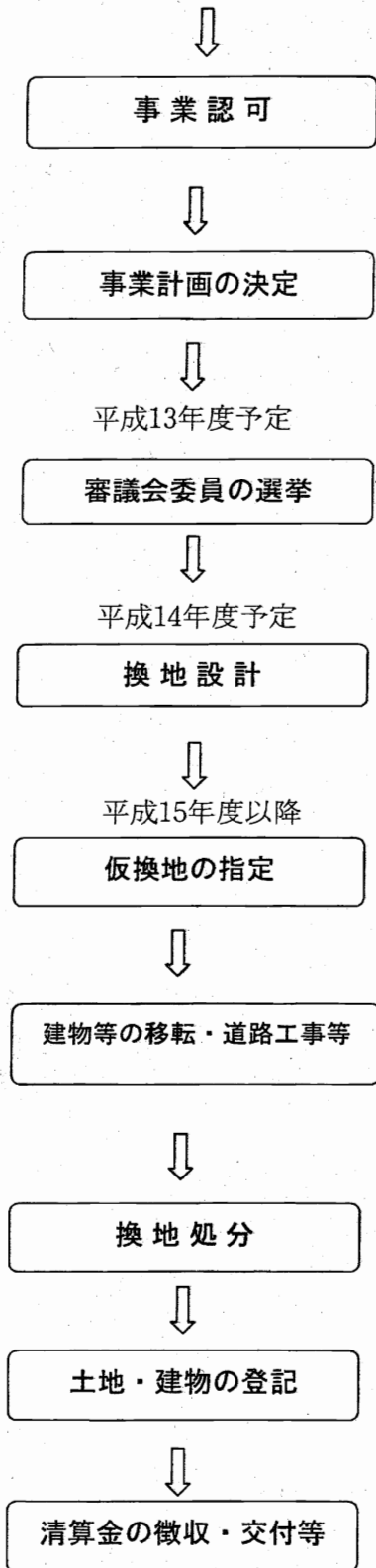
1. 地区界測量終了のご報告

平間・東地区土地区画整理事業は、昨年夏から皆様のご理解ご協力により地区界測量を行い、作業も詰め段階を迎えています。

お暑いなか、立会いにご協力して頂いた方々をはじめ、皆様にあらためてお礼を申し上げます。

2. 区画整理事業の流れ





◆事業計画の決定

○県による事業認可後、事業計画決定の公告が行われ、事業が開始されます。

◆権利の申告

○換地の基準となる土地の面積において、**実際の面積と土地登記簿の面積がちがう人は、事業計画決定の公告の日から60日以内に**、面積変更の申告を東長崎区画整理事務所へすることができます。

○所有権以外の未登記の権利は、東長崎土地区画整理事務所へ申告することができます。

◆土地区画整理審議会

○平成13年度に平間・東地区土地区画整理審議会が設置されます。

その委員の大部分は、地区の地権者の中から皆さんの選挙によって選ばれます。

○審議会の仕事には、次のようなものがあります。

- ・換地計画の作成についての意見
- ・仮換地の指定についての意見
- ・土地、建物を評価する評価員の選任の同意 等



3. 平間・東地区土地区画整理事業の概要

- ① 事業名 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業
東長崎平間・東地区土地区画整理事業
- ② 施行者 長崎市
- ③ 施行地区 長崎市矢上町、平間町、東町の各一部
- ④ 施行地区面積 58.3ha
- ⑤ 施行期間 平成12年度～平成23年度
- ⑥ 事業費 約147.5億円
- ⑦ 減歩率 平均28.4%
- ⑧ 保留地地積 約44,000㎡
- ⑨ 権利者数 約720人
- ⑩ 整理前筆数 約2,270筆
- ⑪ 主な事業の整備内容

	種 別	数 量	備 考
主 な 事 業	道 路	総延長約 17,950m	
	都市計画道路	7路線 総延長約 5,350m	幅員11.5～22m
	区画道路等	総延長約 12,600m	幅員2～10m (歩行者専用道路含む)
	公園緑地	総面積約 18,900㎡	
	街区公園	6箇所 約 17,700㎡	
	緑 地	2箇所 約 1,200㎡	
	水 路	水路 総延長約 470m	
	建物等移転	約 330戸	

4. 減歩率等について

(1) 減歩を受ける対象者はだれですか？

住みよいまちづくりを行うために、土地区画整理事業では道路や公園、水路などの公共施設を総合的に整備していきますが、そのためには公共施設のための用地が必要になります。

また、面的に広い区域を整備していくため多額の費用がかかりますが、保留地を売却して、その事業費の一部に充てることとなります。

この公共施設用地と保留地を生み出すため、施行地区内の土地の所有者から、土地が利用増進した範囲内で、少しずつ土地を提供していただくこととなります。これを減歩といいます。

したがって、減歩を受ける対象者は、施行地区内のすべての土地所有者となります。

(2) 権利の申告

換地の基準となる土地の面積において、**実際の面積と土地登記簿の面積がちがう人は、事業計画決定の公告の日から60日以内に**、面積変更の申告を東長崎土地区画整理事務所へすることができます。

また、所有権以外の未登記の権利についても、東長崎土地区画整理事務所へ申告することができます。

ご意見、ご質問がございましたら、お近くのまちづくり委員さん、または下記の事務局までご連絡ください。

事務局 長崎市東長崎土地区画整理事務所 企画係
連絡先 095-839-5381

担 当 本田、清田、水田